

令和6年度山形県立学校給食従事者ノロウイルス検便検査業務委託仕様書

この仕様書は、山形県知事 吉村美栄子（以下「発注者」という。）が、令和6年度山形県立学校給食従事者ノロウイルス検便検査業務委託契約を締結する相手方（以下「受注者」という。）に対して、当該委託業務の基本的条件等を規定するものである。

1 委託業務の名称

令和6年度山形県立学校給食従事者ノロウイルス検便検査業務

2 委託業務の内容

本業務は、4に掲げる検査対象校の給食従事者（以下「検査対象者という。」）における「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日付け衛食第85号別添）Ⅱの5の（4）の③に基づくノロウイルス検便検査について、その検体の回収及び検査を行うものとする。

3 検査実施期間

令和6年12月1日から令和7年3月31日まで

4 検査対象校

検査対象校は以下のとおりとする。

1	霞城学園高等学校	9	村山特別支援学校	17	新庄養護学校
2	新庄北高等学校	10	村山特別支援学校 山形校	18	米沢養護学校
3	米沢工業高等学校	11	村山特別支援学校 天童校	19	米沢養護学校 長井校
4	鶴岡工業高等学校	12	楯岡特別支援学校	20	米沢養護学校 西置賜校
5	山形盲学校	13	楯岡特別支援学校 大江校	21	鶴岡養護学校
6	山形聾学校	14	楯岡特別支援学校 寒河江校	22	鶴岡高等養護学校
7	山形養護学校	15	上山高等養護学校	23	東桜学館中学校
8	酒田特別支援学校	16	ゆきわり養護学校	24	致道館中学校

5 検体数

検体数は、年間 332 検体程度（必要に応じて実施する本仕様書 9 で定める確定検査に係る検体数を含む。）とする。

6 検体の回収

- (1) 受注者は、検査対象校と事前に調整の上、一人あたり月 1 回を目安に検査を行うよう、毎月の検査実施日を決定する。
- (2) 回収は原則、受注者が検査対象校を訪問し行うが、やむをえない場合は検査対象校が受注者に検体を郵送する。この場合における郵送料等は、受注者が負担する。

7 検査の実施

- (1) 受注者は検体回収後、受注者の検査場所において検査を行う。
- (2) 検査は、リアルタイム (RT-) PCR 法で行う。
- (3) 疑わしい場合は、同定検査を行い、菌型を確定する。

8 検査結果の報告

- (1) 受注者は、検査実施後、検査結果報告書の写しをすみやかに検査対象校へ提出する。
- (2) 受注者は、委託業務完了報告書（別紙）に必要事項を記載したもの及び一月分の検査結果報告書を併せて翌月の 10 日まで発注者へ提出する。
- (3) 受注者は、ノロウイルスが検出された場合は速やかに発注者及び検査対象校へ FAX 等により連絡すること。

9 ノロウイルス検出時の確定検査

- (1) 受注者はノロウイルスが検出された検査対象者について、一定期間経過後、職場復帰のために保菌していないことを確定させる検査（以下「確定検査」という。）を行う。
- (2) 確定検査に係る検体の回収は、本仕様書 6 に準じて行うこと。
- (3) 確定検査に係る検査の実施は、本仕様書 7 に準じて行うこと。
- (4) 確定検査に係る検査結果の報告は、本仕様書 8 に準じて行うこと。

別紙

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

受託者名 ○○ ○○

委託業務完了報告書

令和6年度山形県立学校給食従事者ノロウイルス検便検査業務に係る委託業務完了を下記のとおり報告します。

記

1 委託業務名

令和6年度山形県立学校給食従事者ノロウイルス検便検査業務

2 検査実施期間

令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

3 検査件数

○○件

4 ノロウイルス検出件数

○○件